

神戸市環境影響評価等に関する条例

〔平成9年10月1日〕
〔条例第29号〕

改正 平成25年4月1日条例第1号

目次

第1章	総則(第1条—第7条)
第2章	環境影響評価等技術指針(第8条)
第3章	事前の手續
第1節	事前配慮書の作成等(第8条の2—第8条の8)
第2節	第2類事業に係る判定(第8条の9—第8条の11)
第4章	環境影響評価の手續等
第1節	環境影響評価実施計画書の作成等(第9条—第12条)
第2節	環境影響評価の実施(第13条)
第3節	環境影響評価書案の作成等(第14条—第21条)
第4節	環境影響評価書の作成等(第22条・第23条)
第5節	評価書の公告及び縦覧後の手續(第24条・第26条)
第5章	事後調査の手續(第27条—第31条)
第6章	対象事業の内容の変更等(第31条の2—第31条の6)
第7章	環境影響評価その他の手續の特例等(第32条・第33条)
第8章	法の対象となる事業等に対する措置(第34条)
第9章	神戸市環境影響評価審査会(第35条)
第10章	市長の意見の申述(第36条)
第11章	雑則(第37条—第43条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、神戸市民の環境をまもる条例(平成6年3月条例第52号)第20条の規定に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に際し、環境の保全の観点からの事前配慮、環境影響評価及び事後調査の手續等に関し必要な事項を定めることにより、環境の保全の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって現在及び将来の市民の健全で快適な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価事業(土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- (2) 第1類事業 次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する1の事業であつて、環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する第一種事業及び法第4条第3項第1号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた法第2条第3項に規定する第二種事業（法第4条第5項（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び法第29条第2項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する法第4条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）（以下「法対象事業」という。）に該当するものを除く。
- ア 道路の建設
 - イ 鉄道及び軌道の建設
 - ウ 防波堤の建設
 - エ 工場又は事業場の建設
 - オ 発電所の建設
 - カ 工業団地の造成
 - キ 流通業務団地の造成
 - ク 宅地の造成
 - ケ 公有水面の埋立て
 - コ レクリエーション施設の建設
 - サ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の建設
 - シ 終末処理場の建設
 - ス 土石の採取
 - セ 飛行場及びその施設の建設
 - ソ 建築物の建築
 - タ 陸域の土砂埋立て又は盛土
 - チ アからタまでに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類
- (3) 第2類事業 第1類事業に該当しないもののうち、前号アからチまでに掲げる事業の種類の内いずれかに該当する1の事業であつて、第1類事業に準ずるものとして規則で定めるものをいう。ただし、法対象事業に該当するものを除く。
- (4) 対象事業 第1類事業及び第2類事業をいう。
- (5) 事業者 対象事業を実施しようとする者（第8条の2第1項に規定する計画の立案を行う時期に至っても対象事業を実施しようとする者が定まっていないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める者）をいう。
- (6) 事前配慮 事業者が対象事業に係る計画を立案するに当たり、環境の保全の観点から事前に配慮することをいう。
- (7) 事後調査 事業者が対象事業に着手した後に対象事業が及ぼす環境影響について調査することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、現在及び将来の市民の健全で快適な環境を確保するため、事前配慮、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に実施され、並びにこの条例が適切かつ円滑に運用されるように事業者等に対し、必要な指導、助言、勧告その他の措置を講ずる責務を有する。

2 市は、事前配慮、環境影響評価及び事後調査に関する手法の調査及び研究並びに当該手法に係る情報の収集に努めるとともに、この条例の運用体

制の整備充実を図る責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、この条例に基づく市長の指導、助言、勧告その他の措置を順守し、市民の環境の保全の見地からの適切な意見を尊重し、現在及び将来の市民の健全で快適な環境を確保するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例に定める手続の適切かつ円滑な運営に協力するように努めるとともに、現在及び将来における健全で快適な環境を確保するように努めなければならない。

第6条及び第7条 削除

第2章 環境影響評価等技術指針

(環境影響評価等技術指針の策定等)

第8条 市長は、事業者が行う事前配慮、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に実施されるように公知の科学的知見に基づき、市域における環境の特性等を考慮して、次に掲げる事項を記載した事前配慮、環境影響評価及び事後調査に係る技術上の指針（以下「環境影響評価等技術指針」という。）を策定するものとする。

- (1) 項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事前配慮、環境影響評価及び事後調査に係る事項
- 2 市長は、科学的知見の進展があった場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価等技術指針を改定するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により環境影響評価等技術指針を策定し、又は前項の規定により環境影響評価等技術指針を改定しようとするときは、第9章に定める神戸市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により環境影響評価等技術指針を策定し、又は第2項の規定により環境影響評価等技術指針を改定したときは、速やかに、当該策定又は改定に係る環境影響評価等技術指針を公表するものとする。

第3章 事前の手続

第1節 事前配慮書の作成等

(事前配慮書の作成)

第8条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案に当たり、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、当該対象事業に係る事前配慮を行わなければならない。

- 2 事前配慮を行った事業者は、当該事前配慮の結果について、環境影響評価等技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価事前配慮書（以下「事前配慮書」という。）を作成しなければならない。
- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 対象事業の規模及び目的その他対象事業の計画案の内容
 - (4) 対象事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況

- (5) 対象事業の計画案が環境に及ぼす影響の予測の結果及び対象事業の計画案が複数ある場合は当該計画案の相互比較による検討の結果
- (6) 対象事業に係る計画の立案に当たって環境の保全の観点から重点的に配慮する事項
- (7) 当該事前配慮の実施により期待される環境の改善に係る効果について調査する方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事前配慮書の提出等)

第8条の3 事業者は、前条第2項の規定により事前配慮書を作成したときは、当該事前配慮書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、対象事業を実施しようとする区域その他の当該事業の実施により環境に影響が及ぶおそれがある地域（以下「関係地域」という。）を定め、当該事前配慮書の提出があった旨及び当該関係地域の範囲を公告し、当該事前配慮書の写しを当該公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による公告の日から、当該事前配慮書の写しをインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、次項の規定により市長がインターネットの利用により当該事前配慮書の写しを公表したときは、この限りでない。
- 4 当該事前配慮書の写しを市長がインターネットの利用により公表することについて事業者が同意したときは、市長は、インターネットの利用により当該事前配慮書の写しを公表することができる。

(事前配慮書についての説明会の開催等)

第8条の4 事業者は、事前配慮書の周知を図るため、前条第2項の公告の日から起算して30日以内に、同項の規定により定められた関係地域（以下この条において単に「関係地域」という。）の住民に対し、説明会を開催しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、事前配慮書の内容を平易に記載した資料（第5項において「説明会資料」という。）を作成し、これを用いるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により説明会を開催しようとするときは、関係地域の住民に対し、あらかじめ、当該説明会の開催を予定する日時及び場所その他の説明会の開催に必要な事項の周知を図らなければならない。
- 4 事業者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、速やかに、その状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 事業者は、その責めに帰することができない理由により、第1項の説明会を開催することができないときは、関係地域の住民に対し、説明会資料の配布その他の必要な措置を講ずることにより、当該説明会の開催に代えることができる。

(事前配慮書についての意見の提出等)

第8条の5 事前配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の3第2項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該意見を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、その写しを当該事業者に送付するものとする。

(事前配慮に係る見解書の作成等)

第 8 条の 6 事業者は、前条第 2 項の規定により写しの送付を受けたときは、これらの意見に配慮して事前配慮書の記載事項について検討を加え、次に掲げる事項を記載した事業者の見解を記載した書類（第 3 項までにおいて「事前配慮に係る見解書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 前条第 1 項に規定する意見の概要
- (4) 前号の意見に対する事業者の見解

2 事業者は、前項の規定により事前配慮に係る見解書を作成したときは、速やかに、当該事前配慮に係る見解書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、インターネットの利用その他の方法により前項の規定により提出を受けた事前配慮に係る見解書の写しを公表するものとする。

(事前配慮に係る市長意見書の作成等)

第 8 条の 7 市長は、第 8 条の 3 第 1 項の規定による事前配慮書の提出があった日から規則で定める期間内に、第 8 条の 5 第 1 項の意見に配慮し、事前配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下この条及び次条において「事前配慮に係る市長意見書」という。）を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により事前配慮に係る市長意見書を作成するに当たっては、必要に応じ、審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により事前配慮に係る市長意見書を作成する場合において、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 市長は、第 1 項の規定により事前配慮に係る市長意見書を作成したときは、速やかに、その旨を公告し、当該事前配慮に係る市長意見書の写しを当該公告の日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により、公表するものとする。

5 市長は、第 1 項の規定により事前配慮に係る市長意見書を作成したときは、速やかに、当該事前配慮に係る市長意見書を事業者に送付するものとする。

(対象事業に係る計画の検討等)

第 8 条の 8 事業者は、前条第 5 項の規定により事前配慮に係る市長意見書の送付を受けたときは、これを勘案して、対象事業に係る計画を策定しなければならない。

第 2 節 第 2 類事業に係る判定

(判定願の作成)

第 8 条の 9 第 2 類事業を実施しようとする者（以下「第 2 類事業者」という。）は、環境影響評価等技術指針に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、次条第 1 項の規定による判定を願い出る旨の書面（以下「判定願」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第 2 類事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業に係る計画の概要、事前配慮書の計画案のうち当該対象事業に係る計画の基礎となった計画案及び当該計画案を選定した理由並びに

当該計画案から変更を行った場合はその内容及び理由

(3) 第8条の5第1項の意見の概要

(4) 第8条の7第1項の事前配慮に係る市長意見書に記載された市長の意見

(5) 前2号の意見についての事業者の見解

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定に基づく判定願の提出は、前節の規定に基づく事前配慮に係る手続を経た後であって、かつ、対象事業に係る計画の内容がおおむね決定された時期になされなければならない。

(環境影響評価手続等の要否の判定)

第8条の10 市長は、前条第1項の規定による判定願の提出があったときは、当該第2類事業について、環境保全の見地から次章の規定による手続（以下「環境影響評価手続等」という。）によるべきかどうかの判定を行い、環境影響評価手続等を行う必要があると認めるときは第1号の措置を、行う必要がないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。

(1) 環境影響評価手続等を行う必要がある旨及びその理由を、書面をもって、判定願を提出した第2類事業者に通知すること

(2) 環境影響評価手続等を行う必要がない旨及びその理由を、書面をもって、判定願を提出した第2類事業者に通知すること

2 市長は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定により判定を行うに当たっては、必要に応じ、審査会の意見を聴くものとする。

4 第2類事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、第1項の判定を受けることなく環境影響評価手続等を実施することができる。この場合において、当該第2類事業者は、環境影響評価手続等を行うこととした旨を書面により市長に通知しなければならない。

5 第2項の規定は前項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、「判定結果」とあるのは、「通知があった旨」と読み替えるものとする。

(事業の実施の制限)

第8条の11 第2類事業者（環境影響評価手続等を実施するため第24条の規定の適用を受ける者を除く。）は、前条第1項第2号の通知を受けるまでは、当該第2類事業を実施してはならない。

第4章 環境影響評価の手続等

第1節 環境影響評価実施計画書の作成等

(実施計画書の作成)

第9条 事業者（第8条の10第1項第2号の通知を受けた第2類事業者を除く。以下この章において同じ。）は、対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響評価等技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成しなければならない。

(1) 第8条の2第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項

(2) 対象事業の規模及び目的その他対象事業の内容

(3) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

- (4) 事前配慮書に記載した計画案のうち当該対象事業に係る計画の基礎となった計画案及び当該計画案を選定した理由並びに当該計画案から変更を行った場合はその内容及び理由
 - (5) 第8条の5第1項の意見の概要，第8条の7第1項の事前配慮に係る市長意見書に記載された市長の意見及びこれらの意見についての事業者の見解
 - (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
- 2 事業者は，当該対象事業の内容がおおむね特定され，かつ，環境影響評価に基づいてその計画を変更することが可能な時期を実施計画書を作成する時期としなければならない。

(実施計画書の提出等)

- 第10条** 事業者は，前条第1項の規定により実施計画書を作成したときは，当該実施計画書及びこれを要約し平易に記載した書類（次項において「要約書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は，前項の規定による提出があったときは，速やかに関係地域を定め，当該実施計画書の提出があった旨及び当該関係地域の範囲を公告し，当該実施計画書及び要約書の写しを当該公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するものとする。
 - 3 第8条の3第3項及び第4項の規定は，前項の規定による公告があった場合について準用する。この場合において，同条第3項及び第4項中「事前配慮書」とあるのは，「実施計画書及び第10条第1項の要約書」と読み替えるものとする。

(実施計画書についての説明会の開催等)

- 第10条の2** 事業者は，実施計画書の周知を図るため，前条第2項の公告の日から起算して30日以内に，同項の規定により定められた関係地域の住民に対し，説明会を開催しなければならない。
- 2 第8条の4第3項から第5項までの規定は，前項の規定による説明会について準用する。この場合において，同条第5項中「説明会資料」とあるのは，「第10条第1項の要約書」と読み替えるものとする。

(実施計画書についての意見の提出等)

- 第11条** 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は，第10条第2項の縦覧期間内に，規則で定めるところにより，その氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該意見を市長に提出することができる。
- 2 市長は，前項の規定による提出があったときは，速やかに，その写しを当該事業者に送付するものとする。

(実施計画書に係る見解書の作成等)

- 第11条の2** 事業者は，前条第2項の規定により写しの送付を受けたときは，これらの意見に配意して実施計画書の記載事項について検討を加え，次に掲げる事項を記載した事業者の見解を記載した書類（次項において「実施計画書に係る見解書」という。）を作成しなければならない。
- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 前条第1項に規定する意見の概要
 - (4) 前号の意見に対する事業者の見解

- 2 第8条の6第2項及び第3項の規定は、前項の規定により実施計画書に係る見解書を作成した場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「事前配慮」とあるのは、「第11条の2第1項の実施計画書」と読み替えるものとする。

(実施計画書に係る市長意見書の作成等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による実施計画書の提出があった日から規則で定める期間内に、第11条第1項の意見に配慮し、実施計画書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下この条及び次条において「実施計画書に係る市長意見書」という。）を作成するものとする。

- 2 第8条の7第2項から第5項までの規定は、前項の実施計画書に係る市長意見書について準用する。この場合において、これらの規定中「事前配慮」とあるのは、「第12条第1項の実施計画書」と読み替えるものとする。

第2節 環境影響評価の実施

(環境影響評価の項目等の選定及び実施)

第13条 事業者は、前条第2項において準用する第8条の7第5項の規定により実施計画書に係る市長意見書の送付を受けたときは、これを勘案するとともに、第11条第1項の意見に配慮して第9条第1項第3号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価等技術指針に定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3節 環境影響評価書案の作成等

(評価書案の作成)

第14条 事業者は、前条第2項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、環境影響評価等技術指針に基づき、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項
- (2) 第11条第1項の意見の概要
- (3) 第12条第1項の実施計画書に係る市長意見書に記載された市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
- (7) 事後調査の実施に関する事項
- (8) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(評価書案の提出等)

第15条 事業者は、前条の規定により評価書案を作成したときは、速やかに、当該評価書案及びこれを要約し平易に記載した書類（次項において「要約書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、関係地域を

定め、当該評価書案の提出があった旨及び当該関係地域の範囲を公告し、当該評価書案及び要約書の写しを当該公告の日から起算して45日間公衆の縦覧に供するものとする。

- 3 第8条の3第3項及び第4項の規定は、前項の規定による公告があった場合について準用する。この場合において、これらの規定中「事前配慮書」とあるのは、「評価書案及び第15条第1項の要約書」と読み替えるものとする。

(評価書案についての説明会の開催等)

第16条 事業者は、評価書案の周知を図るため、前条第2項の公告の日から起算して30日以内に、同項の規定により定められた関係地域の住民に対し、説明会を開催しなければならない。

- 2 第8条の4第3項から第5項までの規定は、前項の規定による説明会について準用する。この場合において、同条第5項中「説明会資料」とあるのは、「第15条第1項の要約書」と読み替えるものとする。

(評価書案についての意見の提出等)

第17条 評価書案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条第2項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該意見を市長に提出することができる。

- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

(公聴会の開催)

第18条 市長は、関係地域の住民から要請があった場合において、必要があると認めるときは、評価書案の内容に関し関係地域の住民の環境の保全の見地からの意見を聴取するため、公聴会を開くものとする。

- 2 前項の規定による要請は、第15条第2項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに要請の具体的な理由を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公聴会を開こうとするときは、当該公聴会の開催の日の3週間前までに、当該公聴会の開催を予定する日時及び場所、事業者の氏名又は名称、対象事業の名称、意見の聴取に係る事項その他公聴会の開催に関し必要な事項を公告しなければならない。
- 4 関係地域の住民は、前項の公告の日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公述の内容を市長に提出することにより、公聴会における公述の申出をすることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(公述意見書の作成等)

第19条 市長は、公聴会の終了後速やかに、公述の内容を記載した書類（以下「公述意見書」という。）を作成するものとする。

- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定による公述意見書の作成について準用する。

(評価書案に係る見解書の作成等)

第20条 事業者は、第17条第2項又は前条第2項において準用する第11条第2項の規定により写しの送付を受けたときは、これらの意見に配慮して評

価書案の記載事項について検討を加え，次に掲げる事項を記載した事業者の見解を記載した書類（次項において「評価書案に係る見解書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 対象事業の名称
 - (3) 第17条第1項に規定する意見の概要
 - (4) 前条第1項に規定する公述の概要
 - (5) 前2号の意見及び公述に対する事業者の見解
- 2 第8条の6第2項及び第3項の規定は，前項の規定により評価書案に係る見解書を作成した場合について準用する。この場合において，同条第2項及び第3項の規定中「事前配慮」とあるのは，「第20条第1項に規定する評価書案」と読み替えるものとする。

（評価書案に係る市長意見書の作成等）

- 第21条** 市長は，第15条第1項の規定による評価書案の提出があった日から規則で定める期間内に，第17条第1項の意見及び第19条第1項の公述の内容に配意し，評価書案について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下この条及び次条において「評価書案に係る市長意見書」という。）を作成するものとする。
- 2 市長は，前項の規定により評価書案に係る市長意見書を作成するに当たっては，審査会に諮問して，その答申を得るものとする。
 - 3 市長は，前項の規定による答申を得たときは，当該答申を尊重して評価書案に係る市長意見書を作成しなければならない。
 - 4 第8条の7第3項から第5項までの規定は，第1項の評価書案に係る市長意見書について準用する。この場合において，これらの規定中「事前配慮」とあるのは，「第21条第1項の評価書案」と読み替えるものとする。

第4節 環境影響評価書の作成等

（評価書の作成）

- 第22条** 事業者は，前条第4項において準用する第8条の7第5項の規定により評価書案に係る市長意見書の送付を受けたときは，これを勘案するとともに，環境影響評価等技術指針に基づき，次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。
- (1) 第14条各号に掲げる事項
 - (2) 第17条第1項に規定する意見の概要
 - (3) 第19条第1項に規定する公述の概要
 - (4) 前2号の意見及び公述に対する事業者の見解
 - (5) 評価書案に係る市長意見書に記載された市長の意見
 - (6) 評価書案に係る市長意見書に基づいて事業者がとった措置

（評価書の提出等）

- 第23条** 事業者は，前条の規定により評価書を作成したときは，速やかに，当該評価書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は，前項の規定による提出があったときは，速やかに，その旨を公告し，当該評価書の写しを公衆の縦覧に供するものとする。
 - 3 第8条の3第3項及び第4項の規定は，前項の規定による公告があった場合について準用する。この場合において，これらの規定中「事前配慮書」とあるのは，「評価書」と読み替えるものとする。

第5節 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第24条 事業者は、前条第2項の規定による公告が行われるまでは、当該対象事業を実施してはならない。

第25条 削除

(事業者の環境の保全の配慮)

第26条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

第5章 事後調査の手続

(届出)

第27条 事業者は、当該対象事業に着手しようとするとき、又は当該対象事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事後調査計画書の作成等)

第28条 事業者(次項に規定する第2類事業者を除く。)は、評価書に記載された環境影響評価の項目について、環境影響評価等技術指針に基づき、事後調査を実施するための計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。

2 第8条の10第1項第2号の通知を受けた第2類事業者は、第8条の2第2項第3号から第8号までに掲げる事項及び第8条の9第1項第3号から第6号までに掲げる事項について、環境影響評価等技術指針に基づき、事後調査計画書を作成しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により事後調査計画書を作成したときは、前条に規定する当該対象事業に着手しようとする旨の届出をする前に、当該事後調査計画書を市長に提出しなければならない。

4 第8条の3第3項及び第4項の規定は、前項の規定により事後調査計画書を提出した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と、「公告の日から」とあるのは「提出後、速やかに、」と、「事前配慮書」とあるのは「事後調査計画書」と、同条第4項中「事前配慮書」とあるのは「事後調査計画書」と読み替えるものとする。

(事後調査の実施等)

第29条 事業者は、事後調査計画書に基づき、事後調査をしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による事後調査の結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)及びその概要を記載した書類(以下「概要書」という。)を作成しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により事後調査報告書及び概要書を作成したときは、速やかに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、その旨を公告し、当該概要書の写しを当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

5 第8条の3第3項及び第4項の規定は、前項の規定による公告があった場合について準用する。この場合において、これらの規定中「事前配慮書」とあるのは、「概要書」と読み替えるものとする。

第30条 削除

(事後調査報告書に係る市長の勧告等)

第31条 市長は、事後調査により対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、環境の保全上必要な措置を講ずるように勧告し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告又は指導を行うに当たっては、審査会の意見を聴くものとする。

第6章 対象事業の内容の変更等

(対象事業の内容の変更等に伴う届出等)

第31条の2 事業者(第8条の10第1項第2号の通知を受けた第2類事業者を除く。以下この条において同じ。)は、第10条第1項の規定による実施計画書の提出を行ってから、第27条の規定による対象事業を完了した旨の市長への届出を行うまでの間に当該対象事業の内容を変更しようとするときは、環境影響評価等技術指針に基づき、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 当該変更の内容

(2) 当該変更に伴い環境影響に変化が生じる場合にあっては当該変化の概要

2 市長は、前項の規定による変更の届出(以下この条において「変更届」という。)があったときは、当該変更届の内容が規則で定める軽微な変更に対応する場合を除き、当該変更届についての審査を行い、環境影響の変化の程度が大きいと認めるときは、必要に応じて審査会の意見を聴いたうえで、事業者に対し、対象事業の全部又は一部について、第4章及び前章の手続の全部又は一部を行うことを通知し、又は環境保全上必要な措置を講ずるよう勧告し、若しくは指導することができる。

3 市長は、前項の通知、勧告又は指導を行った場合はその内容及びその理由並びに変更届の内容を、同項の通知、勧告又は指導を行わなかった場合はその旨及び変更届の内容を、速やかにインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 事業者は、第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知において行うべきこととされている環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。

5 変更前の対象事業に係る第23条第2項の規定による公告が行われた後に前項の規定による手続を行うべきこととなった事業者は、前項の規定により行うべきこととなった変更後の対象事業に係る第23条第2項の規定による公告が行われるまでは、当該変更後の対象事業を実施してはならない。ただし、特別の事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

6 第8条の10第1項第2号の通知を受けた第2類事業者は、第27条の規定により対象事業を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、当該第2類事業に係る第8条の9第1項第2号に規定する当該対象事業に係る計画の基礎となった計画案の内容を変更しようとするときは、環境影響評価等技術指針に基づき、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 当該変更の内容

(2) 当該変更に伴い環境影響に変化が生じる場合にあっては当該変化の概要

7 第2項から第5項までの規定は、前項の規定による変更の届出があった場合について準用する。この場合において、第2項及び第4項中「事業者」とあるのは「第8条の10第1項第2号の通知を受けた第2類事業者」と、第5項中「変更前の対象事業に係る第23条第2項の規定による公告が行われた後に前項の規定による手続を行うべきこととなった事業者」とあるのは「第8条の10第1項第1号の通知を受けた第2類事業者」と読み替えるものとする。

(判定願の再提出)

第31条の3 第8条の10第1項第1号の通知を受けた第2類事業者は、第10条第1項の規定により実施計画書を提出するまでの間において、当該通知に係る第2類事業の規模、その実施しようとする区域その他の事項を変更する場合において、変更後の事業が第2類事業に該当するときは、当該変更後の事業について、第8条の9第1項の規定により判定願を提出することができる。この場合において、第8条の10第1項から第3項までの規定は、当該判定願の提出があった場合について準用する。

(中断後の再開に係る届出等)

第31条の4 事業者は、次に掲げる期間が5年以上となる場合は、当該期間並びに対象事業の実施区域及び周囲の環境の変化の程度の概要を、環境影響評価等技術指針に基づき、市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条の7第4項の規定による事前配慮に係る市長意見書に係る公告が行われた日から第10条第1項の規定により実施計画書を提出する日までの期間
- (2) 第12条第2項において準用する第8条の7第4項の規定による実施計画書に係る市長意見書に係る公告が行われた日から第15条第1項の規定により評価書案を提出する日までの期間
- (3) 第21条第4項において準用する第8条の7第4項の規定による評価書案に係る市長意見書に係る公告が行われた日から第23条第1項の規定により評価書を提出する日までの期間
- (4) 第23条第2項の規定による評価書に係る公告が行われた日から第27条の規定により当該対象事業の着手に係る届出（以下「事業着手届」という。）を提出する日までの期間
- (5) 事業着手届提出後、工事の中断をしてから当該工事を再開しようとするまでの期間
- (6) 第2類事業者が第8条の10第1項第1号の通知を受けた日又は同条第4項の通知を行った日から第10条第1項の規定により実施計画書を提出する日までの期間
- (7) 第2類事業者が第8条の10第1項第2号の通知を受けた日から事業着手届を提出する日までの期間

2 第31条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定による届出（以下「再開届」という。）があった場合について準用する。この場合において、第31条の2第2項中「当該変更届の内容が規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、当該変更届」とあるのは「当該再開届」と、「環境影響」とあるのは「対象事業の実施区域又は周囲の環境」と、同条第3項中「変更届」とあるのは「再開届」と読み替えるものとする。

(事前配慮手続の再手続)

第31条の5 事業者は、第8条の7第5項の規定による事前配慮に係る市長意見書の送付を受けた後、第8条の9第1項の規定により判定願を提出し、

又は第10条第1項の規定により実施計画書を提出するまでの間において、対象事業に係る計画案、事前配慮の内容その他の事項を変更するときは、当該対象事業に関する事前配慮書を修正し、第3章第1節に規定する手続を再度実施することができる。

(対象事業の廃止)

第31条の6 事業者は、第8条の3第1項の規定により事前配慮書を提出した後において、当該対象事業を実施しないこととしたときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を公告するものとする。

第7章 環境影響評価その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第32条 対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業に係る環境影響評価その他の手続については、規則で定める。

(港湾計画に係る環境影響評価)

第33条 神戸港に係る港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第1項の港湾管理者は、神戸港に係る同法第3条の3第1項に規定する港湾計画（以下単に「港湾計画」という。）の決定後の変更のうち、規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画について、第3章第1節及び第14条から第23条までの規定の例による環境影響評価を行うものとする。この場合においては、法第7章第2節に定める用語の定義に従うものとする。

2 市長は、港湾計画（前項の規定によりその変更について環境影響評価が行われたものに限る。）に定められた対象事業については、事業者の申請に基づき、第3章第1節の規定を適用しないことができる。この場合において、市長は、当該規定を適用しないこととした旨及びその理由を公表するものとする。

第8章 法の対象となる事業等に対する措置

(法の対象となる事業等に対する準用)

第34条 第27条から第31条まで、第31条の2第1項、第31条の4第1項、第31条の6第1項、第38条、第40条の2、第40条の3及び第42条の規定は、法対象事業に係る事後調査等について準用する。

2 第3章第1節の規定は、法第3条の10に規定する手続が行われなかった法第2条第3項に規定する第二種事業及び法第48条第1項に規定する対象港湾計画に係る事前配慮について準用する。

第9章 神戸市環境影響評価審査会

(審査会の設置等)

第35条 市長の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、事前配慮、環境影響評価及び事後調査に

関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

- 3 審査会は、事前配慮、環境影響評価及び事後調査に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審査会の委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 市長の意見の申述

(法の規定に基づく意見の申述)

- 第36条** 第8条の7の規定は、市長が法第3条の7第1項の規定により意見を申述する場合について準用する。
- 2 第12条の規定は、市長が法第10条第2項及び第4項の規定により意見を申述する場合について準用する。
 - 3 第18条、第19条及び第21条の規定は、市長が法第20条第2項及び第4項の規定により意見を申述する場合について準用する。
 - 4 前3項の規定によるこの規則の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

第11章 雑則

(複数の対象事業の実施)

- 第37条** 市長は、事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、これらの対象事業に係る環境影響評価その他の手続を併せて行うことを求めることができる。
- 2 2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を行おうとするときは、これらの事業者は、当該2以上の対象事業に係る環境影響評価その他の手続を併せて行うことができる。この場合においては、これらの事業者は、その協議により、当該手続を行う事業者を定めなければならない。

(事業者の承継)

- 第38条** 第8条の3第1項の規定による事前配慮書の提出があった後、この条例による手続が終了するまでの間において、事業者が事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、新たに事業者となった者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 変更前の事業者は、この条例による環境影響評価その他の手続を適切に変更後の事業者に引き継がなければならない。

第39条 削除

(行政機関の長との調整)

- 第40条** 市長は、対象事業に係る関係地域に市域に属さない地域が含まれるおそれがあるときは、当該地域における環境影響評価その他の手続に関し、当該地域を管轄する地方公共団体の長その他の行政機関の長と調整するものとする。
- 2 市長は、事前配慮、環境影響評価及び事後調査に関して前項の行政機関の長から意見を求められ、又は同項の行政機関の長との協議があった場合において必要があると認めるときは、この条例による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を準用して、意見を述べるものとする。

(立入検査等)

第40条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に事業者の事業所その他の施設に立ち入らせ、その対象事業の実施の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、第1項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査を行った場合において、当該事業者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、その違反を是正するため必要な措置を講ずるよう当該事業者に対し、勧告し、又は指導することができる。

(実地調査への協力要請)

第40条の3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地に調査を行うため、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(適用除外)

第41条 市長は、対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による手続の全部又は一部を適用しないことができる。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項の規定による施設の新設又は改良に関する事業

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する土地区画整理事業

(3) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める事業

(市長の勧告等)

第42条 市長は、第31条第1項、第31条の2第2項（同条第7項及び第31条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第40条の2第4項の規定によるほか、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、又は指導することができる。

(1) この条例に定める手続に違反したとき。

(2) 正当な理由なくこの条例に定める手続を行わないとき。

(3) この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載その他の重大な誤りがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に基づく環境の保全上必要な措置を講じないとき。

2 市長は、この条例の規定により勧告又は指導をした場合において、その勧告又は指導を受けた者がその勧告又は指導に従わないときは、その旨及びその勧告又は指導の内容を公表することができる。

(施行細目の委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条、第3章及び第8章（第35条第2項及び第3項を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に神戸市環境影響評価要綱（昭和53年7月告示第60号。以下「要綱」という。）第9条第1項の規定による実施計画書の提出があった要綱第2条第1号に規定する対象事業に該当する事業に係る次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
 - (1) 要綱第8条第1項に規定する環境影響評価実施計画書 第9条第1項に規定する環境影響評価実施計画書
 - (2) 要綱第10条第1項に規定する環境影響評価書案 第10条から第13条までの手続を経た第14条に規定する環境影響評価書案
 - (3) 要綱第21条に規定する環境影響評価書 第15条から第21条までの手続を経た第22条に規定する環境影響評価書
 - (4) 要綱第31条第1項に規定する事後調査計画書 第28条第1項に規定する事後調査計画書
- 3 この条例の施行の日から法の施行の日までの間に、環境影響評価の手続が定められているものとして規則で定める国の行政機関の長が行う措置等の適用を受ける対象事業については、この条例に規定する手続に関して、市長は、あらかじめ、当該事業者と調整を行うものとする。
- 4 この条例の施行の日から6月を経過する日までの間において、第10条第1項の規定による実施計画書の提出があった対象事業については、第7条の規定は、適用しない。

附 則（平成25年4月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「第1条の規定の施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日（以下「第2条の規定の施行日」という。）から施行する。

(第1条の規定の施行日前に実施計画書等を提出した場合における経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市環境影響評価等に関する条例の規定（第10条第3項及び第4項、第12条第4項及び第5項、第15条第3項、第21条第4項、第23条第3項並びに第29条第5項の規定を除く。）は、次に掲げる場合については適用せず、なお第1条の規定による改正前の神戸市環境影響評価等に関する条例の規定の例による。
 - (1) 事業者が、第1条の規定の施行日前に、第2条の規定による改正前の神戸市環境影響評価等に関する条例（以下「第2条の規定による改正前条例」という。）第10条第1項の規定により、実施計画書を提出した場合
 - (2) 事業者が、第1条の規定の施行日前に、第2条の規定による改正前条例第34条第1項において準用する同条例第28条第2項の規定により、事後調査計画書を提出した場合

(第2条の規定の施行日前に実施計画書等を提出した場合における経過措置)

3 第2条の規定による改正後の神戸市環境影響評価等に関する条例(以下「第2条の規定による新条例」という。)の規定(第10条第3項,第15条,第20条,第21条,第23条,第29条,第31条の2第1項から第5項まで並びに第31条の4第1項第2号から第5号まで及び第2項の規定を除く。)は,次に掲げる場合については適用せず,なお第2条の規定による改正前条例の規定の例による。

(1) 前項各号に掲げる場合

(2) 前項第1号に掲げる場合のほか,事業者が,第2条の規定の施行日前に,第2条の規定による改正前条例第10条第1項の規定により,実施計画書を提出した場合

4 前項各号に掲げる場合に該当する場合において,第2条の規定の施行日以後に第2条の規定による新条例第10条第3項の規定を適用するときは,同項中「実施計画書及び第10条第1項の要約書」とあるのは,「実施計画書」とする。

(施行日前に免許を受けた場合等における経過措置)

5 第2条の規定による新条例第2条第4号に規定する対象事業(第3項各号に掲げる場合に該当する事業を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは,当該事業については,第2条の規定による新条例の規定は,適用しない。ただし,次の各号のいずれかに該当した後にその事業の内容を変更する場合(変更の内容が事業の規模を縮小するものであると市長が認める場合及び変更の内容が軽微なものであるとして市長が認める場合を除く。)は,この限りでない。

(1) 法律又は条例の規定により,その実施に際し,免許,特許,許可,認可,承認又は同意(以下「免許等」という。)が必要とされる事業であって,第2条の規定の施行日前にこれらの免許等を受けている場合

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項に規定する都市計画の案において定められている都市計画施設の整備に関する事業であって,第2条の規定の施行日前に同項の規定に基づく公告がなされている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか,これらに類する場合として市長が認める場合